【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

（削除）

（改正前）

(公認会計士の監査証明を必要とする会社)

**第八条**　法第百九十三条の二第一項に規定する者は、次に掲げる会社とする。

一　証券取引所に上場されている株式の発行会社

二　法第四条第一項の規定による届出をしようとする株式又は社債の発行会社

三　法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた株式又は社債の発行会社

【昭和42年10月30日 政令第338号】 （改正なし）

【昭和40年9月30日 政令第321号】

(公認会計士の監査証明を必要とする会社)

**第八条**　法第百九十三条の二第一項に規定する者は、次に掲げる会社とする。

一　証券取引所に上場されている株式の発行会社

二　法第四条第一項の規定による届出をしようとする株式又は社債の発行会社

三　法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた株式又は社債の発行会社